

豊明市手数料徴収条例（平成 1 2 年豊明市条例第 6 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(種類及び金額等)</p> <p>第 2 条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 戸籍法（昭和 2 2 年法律第 2 2 4 号）第 1 0 条第 1 項、第 1 0 条の 2 第 1 項から第 5 項まで若しくは第 1 2 6 条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第 1 2 0 条第 1 項 _____ 若しくは第 1 2 6 条の規定に基づく<u>磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料</u> 1 通につき 4 5 0 円</p> <p>(2) 戸籍法第 1 2 条の 2 において準用する同法第 1 0 条第 1 項若しくは第 1 0 条の 2 第 1 項から第 5 項までの規定若しくは同法第 1 2 6 条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第 1 2 0 条第 1 項 _____ 若しくは第 1 2 6 条の規定に基づく<u>磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料</u> 1 通につき 7 5 0 円</p> <p>(3) ・ (4) (略)</p> <p>(5) 戸籍法第 4 8 条第 1 項（同法第 1 1 7 条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第 4 8 条第 2 項（同法第 1 1 7 条において準用する場合を含む。）若しくは第 1 2 6 条の規定に基づく<u>届書その他市長の受</u></p>	<p>(種類及び金額等)</p> <p>第 2 条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 戸籍法（昭和 2 2 年法律第 2 2 4 号）第 1 0 条第 1 項、第 1 0 条の 2 第 1 項から第 5 項まで若しくは第 1 2 6 条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第 1 2 0 条第 1 項、<u>第 1 2 0 条の 2 第 1 項</u>若しくは第 1 2 6 条の規定に基づく<u>戸籍証明書の交付手数料</u> _____ 1 通につき 4 5 0 円</p> <p>(2) 戸籍法第 1 2 条の 2 において準用する同法第 1 0 条第 1 項若しくは第 1 0 条の 2 第 1 項から第 5 項までの規定若しくは同法第 1 2 6 条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第 1 2 0 条第 1 項、<u>第 1 2 0 条の 2 第 1 項</u>若しくは第 1 2 6 条の規定に基づく<u>除籍証明書の交付手数料</u> _____ 1 通につき 7 5 0 円</p> <p>(3) ・ (4) (略)</p> <p>(5) 戸籍法第 4 8 条第 1 項（同法第 1 1 7 条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、<u>同法第 4 8 条第 2 項</u>（同法第 1 1 7 条において準用する場合を含む。）若しくは第 1 2 6 条の規定に基づく<u>届書その他市長の受</u></p>

理した書類に記載した事項の証明書の交付手数料

1
通につき 350円。ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1,400円とする。

(6) 戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類の閲覧手数料

書類1件

1につき 350円

(7)～(29) (略)

理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6

第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付手数料 1
通につき 350円。ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1,400円とする。

(6) 戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料 書類又は届書等情報の内容を表示したものの1
件につき 350円

(7)～(29) (略)

(30) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限り。))における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。) 戸籍電子証明書提供用

識別符号 1 件につき 400 円

(31) 戸籍法第 120 条の 3 第 2 項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。） 除籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき 700 円

(32) (略)

2・3 (略)

(30) (略)

2・3 (略)

豊明市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和 5 0 年豊明市条例第 2 0 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(多機能端末機による印鑑登録証明書交付の申請等)</p> <p>第 1 0 条の 2 <u>前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、個人番号カードに記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号）第 2 2 条第 1 項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を使用して、多機能端末機（市の電子計算組織と電気通信回線により接続された端末機で、自動的に印鑑登録証明書等を交付する機能を有するものをいう。）に暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</u></p>	<p>(多機能端末機による印鑑登録証明書交付の申請等)</p> <p>第 1 0 条の 2 <u>前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、個人番号カード（個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号）第 2 2 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。）を記録したものに限り、）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和 5 9 年法律第 8 6 号）第 1 2 条の 2 第 4 項第 2 号ロに規定する移動端末設備をいい、移動端末設備用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第 3 5 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）を記録した電磁的記録媒体（同項に規定する電磁的記録媒体をいう。）が組み込まれたものに限り、）を使用して、多機能端末機（市の電子計算組織と電気通信回線により接続された端末機で、自動的に印鑑登録証明書等を交付する機能を有するものをいう。）に暗証番号の入力その他の必要な手続をすることにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</u></p>